

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1				2	2	2	2	2	2		3	3	3		4			長野市が告示
松本市	1	1			2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4			松本市が告示
上田市	1			1	2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4			上田市が告示
岡谷市	1			1	2		2		2			3	3	3		4			岡谷市が告示
飯田市	1				2		2	2	2			3	3	3		4*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1		2	2	2	2	2			3	3	3		4			諏訪市が告示
須坂市	1	1			2		2	2	2		2	3	3	3		4		4	須坂市が告示
小諸市	1				2		2	2	2			3	3	3		4			小諸市が告示
伊那市	1				2	2	2	2	2			3	3	3		4			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			駒ヶ根市が告示
中野市	1				2	2	2	2				3	3	3		4			中野市が告示
大町市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			大町市が告示
飯山市	1				2		2					3	3	3					飯山市が告示
茅野市	1				2	2	2	2	2		2	3	3	3*	2	4			茅野市が告示
塩尻市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			塩尻市が告示
佐久市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			佐久市が公示
千曲市	1				2	2	2	2	2		2	3	3	2・3	3	3・4			千曲市が公示
東御市				1							2				3			4	東御市が公示
安曇野市	1	1		1	2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4		4	安曇野市が告示
下諏訪町	1				2	2	2					3	3	3					改正H8.4.4
辰野町	1	1			2	2	2	2			2	3	3	3	3	3・4			県告示第320号
麻績村											2				3				S58.4.14 県告示第251号 (施行日：S58.5.1)
筑北村				1							2				3				最終改正H17.10.6 県告示第440号 (施行日：H17.10.11)
坂城町	1			1	2	2	2	2	2		2	3		3	3	4			最終改正H8.4.4 県告示第320号
小布施町	1	1			2	2	2		2		2	3		3					
山ノ内町	1				2		2	2	2				3						

(備考)

- 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条第3項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 2 表中の1、2、3及び4は、それぞれ第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域を表す。
- 3 *は一部地域を除くことを表す。